

エルダー・メンター制度実施施設認証制度 FAQ

令和6年8月23日 鳥取県子ども家庭部子育て王国課

◎ 認証制度

番号	区分	質問内容	回答
1	研修内容	新人職員向けの研修と働き方改革に関する研修は、法人が開催したものでもよいか。また、研修は毎年受講・開催する必要があるか。	法人が開催されるものでよい。ただし、研修講師は、法人職員ではなく、外部講師により開催すること。また、研修は受講者が同じであれば毎年受ける必要はないが、先輩職員や施設長が変わる場合は受けること。（質問内容2と同じ）
2	研修内容	エルダー・メンター制度に関する研修は、毎年受ける必要があるか。	受講者が同じであれば毎年受ける必要はないが、先輩職員や施設長が変わる場合は受けること。
3	研修内容	エルダー・メンター研修に関する研修は、看護や介護など他職種と合同で開催したものでもよいか。	よい。
4	研修内容	「新人職員向け研修」はどのような内容のものでなければいけないか。	新人職員向け研修は、仕事の心構えや保育内容等を学ぶもの（1時間程度以上）とする。
5	研修内容	新人職員向けの研修と働き方改革に関する研修は、育み協会が主催する「初任・初級保育士研修会」「施設長研修会」でもよいか。	「初任・初級保育士研修会」は対象にして良いが、「施設長研修会」は働き方改革をテーマにしているかどうかで判断すること。
6	職員配置	「取組内容1」のただし書き、「年齢や経験に応じて」とは具体的にどの程度のことをいうのか。	例えば、他の保育施設で4年以上の勤務経験がある者、30歳以上の中途採用者などエルダー・メンター制度によるサポートの必要性が低いと認められる場合をいう。
7	対話の機会	「取組内容2」及び「取組内容3」の「1対1で話し合う機会を設けている」ことはどのように確認するのか。	年1回程度、施設から県（保育士・保育所支援センター）へ取組の実施状況等を報告いただく予定としている。また、新人保育士を含む職員全体の人材育成というエルダー・メンター制度の目的達成のため、相談記録を残しておくこと。
8	研修内容	「取組内容4」の「エルダー・メンター制度に関する研修等」の等とは具体的にどのようなものを想定しているのか。また、エルダーとメンターの両方の役割に関する研修が必須となるのか。	研修のほか、セミナー形式のものを指す。研修の内容は、エルダー・メンター制度の趣旨を達成できるものであればよい。
9	研修内容	各種研修等は受講済が前提であり、話し合う機会は認証後の実施予定も可との理解で良いか。	お見込みのとおり。研修は受講済でなければならないが、話し合う機会は今後の実施予定であっても良い。
10	実施状況報告	認証後における制度の実施状況はどのように確認するのか。	年1回程度、施設から県（保育士・保育所支援センター）へ取組の実施状況等を報告いただく予定としている。
11	審査等	申請時に行う「現地調査等」では、どのようなことを確認するのか。また、「等」とは現地調査に代わるものとして何を指すのか。	研修の受講状況のほか、相談体制や話し合いの実施状況を確認する。また、現地調査に代わり電話やメールで確認を行う場合もある。
12	変更届出	変更届出が必要となる「軽微な変更」ではないものとは、具体的にどのような変更か。	エルダー・メンター制度の認証内容に大きな影響を及ぼすもの、例えば、実施回数や実施方法の変更を指す。

◎ 専門家派遣助成金

番号	区分	質問内容	回答
1	助成額	「1施設当たり5万円(上限)」とあるが、同一法人が複数の施設を対象にオンラインで一度に研修した場合の助成額はどうか。（例えば、1法人3施設で合同開催した場合の助成額は、5万円上限と5万円×3施設＝15万円上限のいずれか。）	法人で合同開催した場合、助成額は5万円が上限となる。（質問内容の例では15万円にはならない。）
2	助成額	「上限5万円」とは、実支出額と5万円のいずれか低い額を助成する、との理解で良いか。	お見込みのとおり。
3	対象事業所	公立の保育所も対象となるのか。	対象となる。